

共同作業所等移行支援事業実施要領

第1 趣旨及び目的

この要領は、京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第34号に定める共同作業所等移行支援事業の実施について、必要な事項を定める。

本事業は、共同作業所等が障害者自立支援法に基づく新体系サービス（地域活動支援センターを除く。）の事業へ移行した場合に、新たな事務処理を定着させるために要する経費や、移行前の共同作業所等の当時からの利用者が継続して利用し、定着できるために実施する経過的な施策に要する経費等を助成することにより、新体系への移行の促進及び定着を図ることを目的とする。

第2 補助対象

共同作業所、小規模通所授産施設、福祉工場、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（以下「共同作業所等」という。）から障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した事業所。

第3 補助対象経費

共同作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練等給付事業に移行した場合に経過的に生じる以下の経費について、2年間に限り補助する。

- ① 移行に伴い新たに生じる事務処理の定着促進のための事務職員の雇い上げや事務処理機器の購入等に要する経費
- ② 新体系サービス事業に移行する前から共同作業所等を利用しており、引き続き当該事業所を利用する者（他の障害福祉サービスを利用している者を除く）を対象に、利用者負担を軽減する事業（以下「利用者負担軽減事業」という。）を実施するのに必要な経費。

なお、利用者負担軽減事業は、同一の事業所内においては、全ての対象者に対して同じ措置を実施するものとし、対象者ごとに措置の差異を設けることは認められない。

第4 実施年度

平成21年度～23年度

第5 補助基準額

移行後1年目 1,000千円以内

移行後2年目 500千円以内

ただし、平成20年度までに新体系サービス事業所（地域活動支援センターを含む。）に移行している場合には、助成対象とならない。また、23年度中に新体系サービス事業に移行した場合には、移行後2年目の助成を受けることができない。

第6 交付申請

本事業の交付申請は、交付要綱第4条に規定する様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

また、利用者負担軽減事業を実施する場合には、あらかじめ、知事に利用者負担軽減事業実施届出書（別記様式1）を提出することとし、事業の中止又はその内容を変更する場合も同様とする。

第7 実績報告

本事業の実績報告は、交付要綱第5条に規定する様式によるものとし、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

第8 書類の提出等

この要領に基づく書類の提出は、知事が別に定める部数を当該事業所（京都市内の事業所を除く。）の所在地を所管する京都府保健所の長を経由するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

別記（様式1）

共同作業所等移行支援事業を活用した利用者負担軽減事業に係る届出書

平成 年 月 日

京都府知事 様

申請者の住所

申請者の名称

代表者氏名

印

京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要綱に基づく共同作業所等移行支援事業を活用した利用者負担軽減事業を（実施・中止・変更）したいので、次のとおり届け出ます。

1 事業を実施する事業所

申請者	名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	連絡先	電話 FAX
	代表者の職・氏名	
	代表者の住所	
指定事業所	名称	
	所在地	〒
	指定年月日	

2 事業内容

	平成〇〇年度	平成〇〇年度
利用者負担軽減の内容		
所要額		

平成22年度 移行支援事業
歳入歳出予算(見込)書(抄本)

区分	項目	金額	備考
歳入			
		合計	
歳出			
		合計	

この抄本は原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者名

印

所要額調書 (平成22年度)

申請者名 ○ ○ ○ ○

対象経費の 支出予定額	A 円	寄付金その他の 収入予定額	B 円	差引額 (A-B)	C 円	基準額	D 円	補助基本額 (C・Dいずれか少ない方の額)	E 円	既交付決定額	F 円	差引過不足額 (E-F)	G 円

(記入要領)

寄付金その他の収入予定額については、別添内訳書を添付すること

別添

寄付金その他の収入内訳

区分	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄付金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

